

生活保護とは

＝生活保護の相談・申請＝

北斗市民生部社会福祉課

(北斗市福祉事務所)

〒049-0192

北斗市中央1丁目3番10号

電話 73-3111(代)内線172～176

○ はじめに

私たちの生活は、その世帯の家族構成や年齢、住んでいる地域などによって千差万別です。生活保護の制度はその様々な生活に合わせるために、最低生活費の計算や収入の取扱いなどが定められております。

このしおりは、生活保護の制度の仕組みや基本的な考え方などについて、大まかにわかりやすく説明することをねらいとして、作成しています。

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、わからないことがあれば、ためらわずに民生部社会福祉課(福祉事務所)にご相談下さい。

- 1 生活保護とは
- 2 生活保護の基本的考え方
- 3 生活保護の基本的なしくみ
- 4 申請から決定まで
- 5 申請にあたって
- 6 各種相談機関

1 生活保護とは（生活保護の目的）

生活保護とは、日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づき制定された生活保護法により、国が暮らしに困っている人に対して最低限度の生活を保障するための必要な給付を行うとともに、自分の力で生活していけるように援助することを目的とした制度です。

※「暴力団員」は、生活保護を受けることはできません。

- 日本国憲法第25条
すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 生活保護法第1条
この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
- 生活保護法第2条
すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。

2 生活保護の基本的な考え方

生活保護制度は、次の「原理」と「原則」に基づいて行われます。

- 無差別平等の原理
生活に困ったときは、その原因がどのような理由であろうと、生活保護法に定める要件にあてはまるときは、平等に保護を受けることができます。
- 最低生活の原理
生活保護で保障される生活水準は、健康で文化的な最低限度の生活を維持することができるためのもので、保護の給付の基準は毎年国が定めます。
- 補足性の原理
生活保護は、その世帯で利用できる資産や働く能力、親子などの扶養援助、年金などの他の制度など、あらゆるものを活用しても、なお生活ができないときに、それを補う形で行われます。

○ 申請保護の原則

生活保護は、原則として本人、家族などからの申請によって行われます。ただし、緊急の状況にあるときは、北斗市長の判断で本人から申請がなくても保護を行います。

○ 世帯単位の原則

生活保護は、世帯全体を対象として、どの程度の保護が必要かどうかを決定します。同居する者が親族であれ、他人であれ、同じ家に住んで生活をとともにしている者の集まりが世帯ということになります。また、出稼ぎに行っている場合や入院している場合も同じ世帯になります。

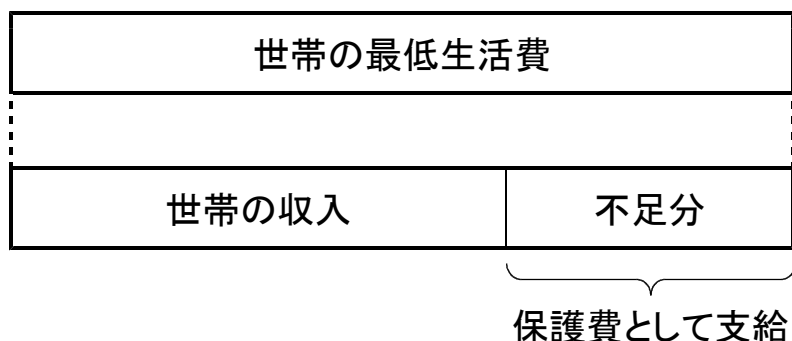
○ 基準及び程度の原則

生活保護は、世帯構成・年齢・住んでいる地域など、国が定めている基準に照らして、世帯の収入や貯え、資産などを活用しても、なお基準を満たすことができないときは、足りない分を補う形で行います。

3 生活保護の基本的なしくみ

生活保護は、保護を受けようとする世帯の最低生活費(国が定めているその世帯の生活に必要な金額)と、その世帯のすべての収入とを比べて、最低生活費より収入の方が少ない場合に、その不足する部分に相当するお金や品物を補うという方法で行います。したがって、世帯の収入が世帯の最低生活費を上回る場合は、生活保護が受けられない場合があります。

※ 収入とは、働いて得た給料、仕送り、各種手当、年金、保険金、補償金などの現金や米や野菜といった品物など、あなたの世帯に入ったすべての金品が世帯の収入となります。



生活保護は、資産、能力等あらゆるものを活用することを要件及び優先事項として必要な保護が行われます。

例えば、以下のような場合です。

- ・ 就労できない、又は就労していても必要な生活費を得られない。
- ・ 不動産、自動車、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない。
- ※ 不動産、自動車は例外的に保有が認められる場合があります。
- ※ 原則的に、車の所有、借用、使用(運転)は認められません。
- ・ 年金、手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない。
- ※ 借金などがある場合は、保護費で返済はできません。
- ・ 扶養義務者からの扶養は保護に優先されます。

○生活保護法第4条

- ① 保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- ② 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- ③ 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

○民法第877条

直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

4 申請から決定まで

保護の申請から決定までの流れ。

■ 相 談

暮らしに困って保護を受けたい方は、近くの民生委員に相談するか、民生部社会福祉課(福祉事務所、市役所1階)、総合分庁舎市民窓口課、七重浜支所、茂辺地支所でご相談ください。



■ 申請の手続き

生活に困っている方、その親族(扶養義務者等)の方が保護の申請をしてください。



■ 調 査

申請の手続きがすすみますと、地区担当員(ケースワーカー)があなたのお宅にうかがって、生活に困っている状況をくわしくお聞きするとともに、保護を受けるための要件が満たされているかどうか調査します。



■ 決 定

【保護が受けられる】

「保護開始決定通知書」を郵送します。この通知書には、保護費の金額や支給日などが書いてあります。

【保護が受けられない】

「保護却下決定通知書」を郵送します。この通知書には、保護が受けられない理由が書いてあります。

※ 決定に不服のある場合は、不服申し立てをすることができます。



■ 保護費の支給

保護開始時は初回の保護費を窓口支給するほか制度の説明、各種手続きがありますので、はんこを持参のうえ、本人が直接受け取りに来てください。次回以降は、保護費は金融機関への振込もできます。

5 申請にあたって

生活に困って保護の相談、申請をする場合は、次のようなことをお聞きます。

- 相談に至るまでの経緯(学歴、職歴、今までの生活など)
- 世帯の収入状況(仕送り、金品の援助など)
- 世帯の生活状況(ここ数ヶ月何をしていたのかなど)
- 身体状況(病歴、通院歴など)
- 住宅の状況(所有者、建築年、部屋数、家賃など)
- 扶養義務者の状況(親、子、兄弟姉妹などの生活状況や連絡先、援助の可能性など)
- 各種年金や給付金の状況(年金、手当、雇用保険、健康保険などによる給付の有無、貸付金など)
- 世帯の資産の状況(土地、家屋、預貯金、有価証券、生命保険・簡易保険等の各種保険、自動車、貴金属類など)

- 債権、債務の状況(借金の借り先や金額、返済状況など)
- 保護を受けてから自立するまでの生活の計画

6 各種相談機関

- 仕事を探したい時
 - ・ 函館公共職業安定所
〒040-8609 函館市新川町26-6 電話 26-0735
 - ・ ハローワークプラザはこだて(函館公共職業安定所)
〒041-0806 函館市美原1丁目4-3 電話 45-8609
 - ・ 函館市福祉人材バンク(函館市社会福祉協議会内)
〒040-0063 函館市若松町33-6 電話 23-2226
 - ・ 北斗市生活相談支援センター(北斗市社会福祉協議会内)
〒049-0156 北斗市中野通2丁目18-1 電話 74-2500

- 仕事の技術を身につけたい時
 - ・ 北海道立函館高等技術専門学院
〒041-0801 函館市桔梗町435 電話 47-1121
 - ・ ポリテクセンター函館(職業能力開発促進センター函館訓練センター)
〒041-0841 函館市日吉町3丁目23-1 電話 52-0323
 - ・ 国立函館視力障害センター
〒042-0932 函館市湯川町1丁目35-20 電話 59-2751

- アルコール依存をやめたい、やめさせたい時
 - ・ 函館断酒会
〒040-0063 函館市若松町33-6 函館市総合福祉センター
開催日 第1・3日曜日13時～15時 第2・4土曜日19時～21時
電話 22-6262
 - ・ AA日吉グループ
〒041-0841 函館市日吉町3丁目16-10 函館栄光キリスト教会
開催日 毎週木曜日19時～20時 電話 32-3224
 - ・ AA函館しょうわグループ
〒041-0812 函館市昭和3丁目5-20 函館貧しい協働体
1階正面
開催日 毎週火曜日19時～20時半

○ 年金の相談をしたい時

- ・ 北斗市市民部市民課

〒049-0192 北斗市中央1丁目3-10 電話 73-3111

- ・ 日本年金機構函館年金事務所

〒040-8555 函館市千代台町26-3 電話 56-1161

○ 心身の健康問題で困っている時

- ・ 北斗市民生部保健福祉課

〒049-0192 北斗市中央1丁目3-10 電話 73-3111

- ・ 渡島保健所(北海道総合振興局保健行政室)

〒041-8558 函館市美原4丁目6-16 電話 47-9541

○ 借金・法律問題等で悩んでいる時

- ・ 日本司法支援センター函館地方事務所(通称:法テラス函館)

〒040-0063 函館市若松町6-7 電話 050-3383-5560

○ その他北斗市で行っている無料相談

- ・ 法律相談(法律問題に関する相談)

第1・3火曜日 午後1時～午後3時(総合文化センター)

- ・ 行政相談(行政に関する相談)

第1木曜日 午前9時30分～正午(総合分庁舎)

第2木曜日 午前9時30分～正午(七重浜住民センター)

第4木曜日 午前9時30分～正午(総合文化センター)

- ・ 人権悩み事相談(人権問題に関する相談)

第1木曜日 午前9時30分～正午(総合分庁舎)

第2木曜日 午前9時30分～正午(七重浜住民センター)

第4木曜日 午前9時30分～正午(総合文化センター)

- ・ 消費生活相談(売買や契約のトラブルに関する相談)

毎週月曜日 午前10時～午後3時(総合分庁舎)

毎週木曜日 午前10時～午後3時

(市役所1階 消費生活相談室)

- ・ 心配ごと相談(電話～北斗市社会福祉協議会)

〒049-0156 北斗市中野通2丁目18-1 電話 74-2500

毎週月～金曜日 午前9時00分～午後5時

- ・ 児童家庭相談(児童や家庭問題に関する相談)
市役所開庁時間(市役所民生部子育て支援課)
 - ・ 母子・父子家庭相談(母子・父子家庭に関する相談)
市役所開庁時間(市役所民生部子育て支援課)
 - ・ 教育相談(教育問題に関する相談)
教育委員会開庁時間(教育委員会学校教育課)
- 就職・住居・家計管理等、自立に向けての相談
- ・ 北斗市生活相談支援センター(北斗市社会福祉協議会内)
〒049-0156 北斗市中野通2丁目18-1 電話 74-2500
毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時
- 障がいのある方の日常生活等の相談
- ・ アシスト・ほくと
〒049-0121 北斗市久根別1丁目7-10 電話 84-6681
毎週月～土曜日 午前9時～午後5時
- 高齢者の方・そのご家族の方の総合相談窓口
- ・ 北斗市地域包括支援センターかけはし
〒049-0156 北斗市中野通2丁目18-1 電話 74-2530
毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時